

国際関係法学分野における教育・研究の国際協力

九州大学：吾郷 眞一

<吾郷>

ありがとうございます。ご紹介いただきました九州大学の吾郷です。よろしくお願いたします。

与えられた課題が、国際関係法学分野における教育と研究、それに関する国際協力がどういう状況にあるか、グローバリゼーションのもとで、この方面における国際協力がどういうふうになっているかという課題に関連しまして、ご報告します。

問題を大きく、教育と研究の2つに分けて、最初にその協力についてお話ししますが、どうしても序といたしまして、法律学の国内性というのを最初に挙げざるを得ません。1、2分ほど時間をいただいて、枕を言わせていただきたいと思います。と申しますのも、今までお聞きになったところでおわかりだと思いますが、国際法ですら、その教育、あるいは研究は、国内で完結しているんですね。中国では、こういう国際法を教えている。韓国ではこうであると。それがこのグローバル化した世界においても、我々に直接影響がないわけですね。今、調べてこうなっているというので、ああそうかと、それで完結しています。すなわち国際法教育は、グローバル化していないんですね。国際法ですらそうですから、ましてや憲法とか刑法とか、諸外国の法科大学院で教えているはずはないわけですし、そこで教え習ったものが、そのままグローバル化していかないんですね。そこで完結しているというのが、法律学の宿命と言いますか、非常に特徴あることではないかというふうに考えます。

もちろん自然科学は当然でありますけれども、経済学その他の社会科学においては、ある意味ではどこでやっても対象は同じであって、まさしくグローバル化というまでもなく、世界標準、共通の学門研究が行われるわけではありますが、法律学の場合はそうではないという大前提があるということ、まず押さえておきたいと思います。そこまでが前置きでして、しかもその領域における国際協力というところに限定しているご報告になるわけがあります。

第一に、教育協力について、どういうものがあるかというふうに考えましたところ、私は、大きく1、2、3というような分け方ができるのではないかと仮に立ててみました。

まず、法学教育における協働であります。これは、諸外国の教育機関と一緒にあって、国際関係法学を中心とした教育、協力を行うのには、どういう種類のものがあるであろうかということで、これを更に3つに細かく分けられるのではないかというふうに考えて、そこに3つを立ててみました。

但し、これは必ずしも相互に排斥するもの、お互いに全く重なり合わないものではなくて、ジョイントディグリー、ダブル（デュアル）ディグリー、どちらとも取れないような

ものも若干ございます。

最初の単位互換制度は、これはかなりの教育機関で行われているものであります。それぞれの大学の、とりわけ法学部だとか大学院が、個別に協定を結んで、相互に単位を認め合うもの。例えば、私達の九大法学の場合は、NYUとコロンビア大学のロースクールと協定を結びまして、お互いに学生が交流して、向こうの大学で取得した単位は、こちらのもので認め合うという、そういう制度がありますが、これは、そういうことをおやりになっている大学は他にもたくさんあるというふうに思われます。それから、国外の例、つまり日本ではなくて、ヨーロッパの大学とアメリカの大学がやっているということも含めますと、これは無数と言っていいほど、多くあるのではないかというふうに思われます。

それから、ジョイントディグリー・プログラムでありますけれども、これは、前の枠組みを更に拡大して、どちらかの大学の学位も取らせてしまうというようなものであります。もちろん前者は、片一方のホームユニバーシティのほうの学位が最終的には取れるわけがありますけれども、ジョイントディグリーの場合は、向こう側のディグリーも取れることがあり得るというものであります。この例としましては、早稲田大学のロースクールが、ペンシルバニア大学等、{早稲田大学ロースクールホームページの2ページ目に提携大学の名前がずらっと書いてあります} さらに他のアメリカの幾つかの大学及びカナダ、それから先ほどからしばしば名前が出ています中国の精華大学、こういうところのかなり複数の大学と結んで行われる交換授業でありまして、この場合、例えば早稲田大学の法科大学院生が、ペンシルバニアとか、アメリカの大学に行きますと、そこでももちろん単位を取得して帰ってくる。そして日本でロースクールを、法科大学を卒業して、試験、新司法試験を受ける。その後またアメリカに戻って、アメリカのバーイグザミネーションを受けて、向こうのニューヨーク州の司法資格を、法曹資格を取るということが予定されている、そういうプログラムのようなものです。向こうからも来まして、こちらで単位を取得して帰って行って、向こうのロースクールの単位に当てるといように私は理解しました。これはかなり実際に行われているというふうに伺っております。現実にそういう制度のもとで、日本の法曹資格も取って、かつニューヨーク州法曹資格を取った卒業生がいるというふうにも聞いております。ただ、ちょっとわからないのは、アメリカの例えばロースクール生が早稲田のロースクールに留学して帰ると言いますか、そこで日本の資格を全部、単位を取った時に、日本の司法試験の受験資格があるかどうかと、これははっきりわからないところではありますが、それがあるとしたら、これはもはやジョイントディグリーじゃなくて、ダブルディグリーになるのではないかというふうに思います。そのジョイントディグリーのようなものとして、もう一つ例をそこに挙げていますのが、我々、九州大学がちょうど10年前ぐらいからやっていますチュラロンコン大学との合同LLMと言われるプログラムであります。資料2にあります図をご覧になるとおわかりですが、これはあくまでも出されるディグリーは、チュラロンコン大学のディグリーであります。上から3行目ぐらいに少し空白がありますが、そこに卒業生の名前が印刷されて、卒業生に手渡されることになりま

すが、面白いのは、その一番下のほうに、四大学の法学部長のサインがあるわけですね。あくまでもこれはディグリーとしては、単位の法学修士ではありますが、協力した九州大学法学部とカナダのビクトリア大学法学部と、もう一つカナダのブリティッシュコロンビア大学の法学部長のそれぞれ4人のサインがそこにあるという制度であります。この場合、やはり日本からも、例えば九州大学からそこに行って単位を取得することもできますので、これもある意味では、ジョイントディグリー・プログラムと読んでも良いのではないかというふうに思ったわけでありませぬ。

それから、最後のダブルディグリー、あるいはデュアルディグリーと言いますのは、これは提携校の双方で学位が取得できるというもので、日本国内の大学で、それをやっているところは、さっきの早稲田のロースクールがそこまでやっているかどうか、そこまでやっているかどうかちょっと確認できなかったですけども、あまりないのではないかと思います。現在、先ほどのチュラロンコン大学と九州大学とだけの間での交渉が行われていますのは、チュラロンコン大学で取った上に、更に九州大学に来て、もう1年追加してやって九州大学のLLMを取ると。つまりLLMを2つ取ると、そういう交渉が今、進んでいますけれども、まだそこまで至っておりませぬ。

国外の例としては、例えばフレッチャースクールとジュネーブの高等国際問題研究所、要するにジュネーブ大学の国際関係の大学院ですが、そこでのダブルディグリーは、もとも昔、かなり古くから行われているというふうに承知しております。

それから2番目、教育協力のうちの2つ目として、模擬裁判、これも皆さんよくご存知であります、多数の国の大学の協力間のもので、「※※賞」という、一番有名なのは、国際関係法の分野での Jessup ですがけれども、それから商事仲裁では、ウィーンのものがありますし、最近、アジアカップという、とりわけ日本で行われる国際法関係の模擬裁判が知られています。それから国連も、模擬国連なんていうのをやっているようではありますが、こういう形で教育を国際的に協力していくというのもよく見られる傾向だと思えます。

それから3つ目の教員の相互派遣。これもまた、これは無数に例があると思われませぬ。短期に集中講義形式で大学から人を呼んで講義してもらおうというようなことでありませぬ、これは例を挙げるまでもないですが、例えば我々の場合ですと、そこに挙がっているような大学から短期、場合によっては長期です、6ヶ月とか最大12ヶ月人を呼んで講義をしてもらって、単位を出す講義をしてもらおうというようなことをやります。それから、こちらから出かけて行って、我々が出て行って学部で講義して単位を出して帰ってくるということもあります。これは、目新しいことでもなく広く行われていることではないかと思われませぬ。

以上が教育に関する国際協力、とりわけ国際関係法学における国際協力がどういう形で現在行われているかということのご紹介であります、研究協力、研究のほうに目を移しますと、これもまた先ほどの出だしのところでも申しましたように、必ずしも国際関係法だからと言って、国際的な共同研究が求められるという必然性が必ずしもないというのが法

学というものの持っている特殊な性格かと思われませんが、にも係わらず、もちろんいろいろな研究協力が国境を越えて行われています。一番簡単なのが、最初の(1)にあります訪問研究員制度。客員制度ですね。皆さんもおそらく客員教授として、諸外国に行かれたことがお有りの方がたくさんおられると思いますし、あるいはそれぞれの法学部に、研究者を招聘して、一定の共同研究を行うということをおやりになっているところはたくさんあると思いますので、これも特に具体例というのは、あまりにも多すぎるかと思って省略してあります。国外例としましては、耳慣れないアースリ(ASLI)フェローとかいうのがそこに書いてありますが、耳慣れていますのは、NYUフェローではないかと思います。ニューヨーク大学は、ご承知のようにものすごい勢いで著名な学者を色んなところから引っ張ってきてはファカルティを拡大していますが、そのファカルティを中心に、更に諸外国から若手、中堅、学者を集めまして、かなり長期の間、フェローシップを与えて、そこで共同研究をするという制度が随分前からあります。資料3にございますのが、ニューヨーク大学のホームページから取ったものであります。それからもちろん国際組織が行う国際共同研究、国際法関係に関するものとしては、UNCITRALのものであるとか、国際労働法関係ですと、ILOの労働研究所というものが研究者を集めて共同研究をするという制度があります。

それからASLIに関しましては、最後に時間があればちょっと、あまりないですかね。簡単にご説明をしようかと思えます。(2)の国際学会活動、これも先ほどからよく挙がっています国際法協会、LAWASAIAで、その他の個別法分野の国際法学会はたくさんありますが、国際関係法ということになりますと、その程度、それからアジア国際法学会、これは新しい試みであります。それから外国のものとしては、ヨーロッパ国際法学会というような形で、国境を越えた学会の共同研究活動というのが行われております。

最後にASLIというのは、Asian Law Institute というふうに呼ばれるシンガポール大学の法学部を中心に、13から14のアジアの主要大学、例えばインドネシアであればインドネシア大学、フィリピンであればフィリピン大学、それから韓国はソウル大学、中国の場合は大きいところですので、北京大学ともう一つ上海華東政法学院というところが入っていますが、そういう代表的な法学部をピックアップして、シンガポールに事務局をおきまして、法学部間の協同組織を創り上げたのが約8年ぐらい前です。日本は、九州大学が幹事校となっているわけです。基本的に金はシンガポール大学から出ますが、それぞれの参加校から1年に1ヶ月なんですけれども、研究者を集めて共同研究をするということを、この7、8年ずっとやってきております。それだけでなく、毎年、年次大会、研究大会を開きまして、今年日本が当番校に当たってしまったものですから5月に九州大学で大きい会議を開きますが、そういう共同研究を行うというのがあります。もちろんこれは、国際関係法に特定される研究組織ではありませんが、もちろん国際関係法も入っているという意味で、ちょっと面白い例として挙げさせていただきました。

だいたい時間だと思われませんが、一番最後の資料4というのが、そのASLIのホームペー

ジを掲げてあります。これはなかなかアジアとしては面白い試みでありますし、実質的な研究協力と、それからそこから派生する教育協力として注目されます。例えばこのメンバーであるシンガポール大学と香港大学と北京大学が三つ巴になって、中国法についての共通 LLM というのをやり始めております。そういうのがこれを舞台にしてできあがってくるという意味においても、非常に面白い組織ではないかというふうに考えます。

以上で、私の報告にさせていただきます。ありがとうございました。